

富山市建設請負工事共通仕様書

1 適用

- (1) 富山市建設請負工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、富山市が発注する請負工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 本市の請負工事に係る共通仕様書は、下記の仕様書をもって準用する。
- (ア) 土木工事については、富山県土木部監修「土木工事共通仕様書」
 - (イ) 農林水産部所管土木工事については、富山県農林水産部監修「農林水産部土木工事共通仕様書」又は富山県土木部監修「土木工事共通仕様書」
 - (ウ) 建築工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、同「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、同「公共建築木造工事標準仕様書」、同「建築物解体工事共通仕様書・同解説」
 - (エ) 電気設備工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、同「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」
 - (オ) 機械設備工事については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、同「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」
- (3) (2) の各工事共通仕様書又は標準仕様書の条項、関連資料、附則及び資料において、本市が定めた条項と差異又は重複のある場合は、本市のものを優先する。
- (4) 特殊な工事等については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (5) 契約書並びに特記仕様書、図面及び工事数量総括表等（以下「設計図書」という。）に記載された事項は、各工事共通仕様書に優先するものとする。
- (6) 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、別に定める「富山市建設請負工事監督要領」（以下「監督要領」という。）、「富山市建設請負工事検査規程」（以下「検査規程」という。）及び「富山市建設請負工事検査技術基準」（以下「技術基準」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者は、これら監督、検査（完成検査、出来形検査、中間検査）にあたっては、地方自治法施行令第167条の15第1項及

び第2項に基づくものであることを認識しなければならない。

(7) 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

2 保険の付保及び事故の補償

(1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

(2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

(3) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する労働者を雇用する場合は、同共済制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1か月以内（共済証紙を追加購入したときは工事完成時）に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。ただし、建設業退職金共済組合に加入しない場合は、その理由書を提示するものとする。

3 その他

(1) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の対象となる工事にあつては、同法第12条に基づき、同法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して監督員に説明しなければならない。

附 則

この共通仕様書は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この共通仕様書は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この共通仕様書は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この共通仕様書は、令和3年4月1日から施行する。